

2018年12月17日

## 博物館における指定管理者制度の業務分割の考察

経営学部 経営学科 石塚ゼミ

B5R11054 熊澤 和紀

財政悪化に伴い破綻の危機にある自治体が存在する今日において、財政の健全化や地方自治体の持続可能性を議論する中では、公共施設における管理運営の見直しは1つの焦点となっている。高度成長期による右肩上がりの経済成長をしていた時代には地方自治体は積極的に公共施設を設置していったが、バブル期以降の経済不況に伴う市場の停滞や少子高齢化の加速、2008年9月のリーマンショックなどいわゆる「失われた20年」により、国も地方自治体も歳入不足と歳出抑制の問題に直面し公共施設の管理運営の非効率性が批判されるようになっていった。「どのように活用するのか」が不十分なままに施設が有効に活用されずに多くの維持費が費やされている現状がある中、頻発する天災による施設老朽化を原因とした事故など公共施設の老朽化が人命を奪うことなど多くの問題があり、公共施設の見直しが急務となっていた。

こうした状況への対応の一つが2003年9月の指定管理者制度の導入であった。

指定管理者制度とは「公の施設」の管理運営を自治体が指定する法人や団体に行わせる制度である。利用者のニーズの多様化が進む中で自治体だけでは把握しきれないニーズに指定管理者が利用者に合わせた運営をすることで住民サービスの向上と企業が自由競争の中で得た知識や情報を施設運営や広報などで生かすことで管理運営経費の削減によって行政コストの削減をすることが指定管理者制度の意義とみなされている。だが、否定的な意見もあり日本学術会議は、財政および経済効率を優先する改革に影響されて、社会的役割と機能を十分に発揮できない状況に陥る可能性があることを憂慮しており、指定管理者制度を導入することで博物館の本質的な機能が疎かになってしまうと指定管理者制度の運用の在り方について慎重に検討すべきと声明を出し、指定管理者制度について賛否両論がなされている。

本論文の主目的は指定管理者制度ができてから15年経った現在、制度を導入した博物館はどう変わり、どう成功しているのかを島根県立博物館と愛媛県歴史文化博物館の事例を見ることで共通点を探し、成功事例を考察していくことである。